

ID: 1002

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	特定の地域における広告物の表示等の許可		
例規名 根拠条項	山口県屋外広告物条例 第5条		
例規番号	昭和41年 山口県条例第41号		
【根拠条文】			
(許可地域等)			
第5条 次の各号に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。			
(1) 道路又は鉄道等(第3条第5号に規定する知事が指定する区間を除く。)の知事が指定する区間			
(2) 道路又は鉄道等から展望することができる地域(第3条第6号に規定する知事が指定する地域を除く。)のうち、知事が指定する地域			
(3) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域(第3条第9号に規定する知事が指定する地域を除く。)のうち、知事が指定する地域			
【基準】			
根拠条文及び第11条の規定による。			
(許可の基準等)			
第11条 第5条又は第6条第3項若しくは第4項に規定する許可の基準は、規則で定める。			
2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項若しくは第4項に規定する許可をすることができる。			
屋外広告物のしおりによる。			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日